

印旛利根川水防事務組合職員の給与の特例に関する条例

平成17年3月31日

印利水条例第1号

職員の給与に関する条例（昭和56年印旛利根川水防事務組合条例第1号）第2条の規定により準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年栄町条例第12号）第9条の3の規定による地域手当の額の算定については、平成18年4月1日から平成20年3月31日の間に限り、同条第2項中「100分の3」とあるのは、「100分の0」とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日印利水条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条を削り、第2条を本則とする改正規定は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月30日印利水条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。